

環審第54号  
平成29年3月27日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県環境審議会  
会長 近藤 光男



総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申）

平成28年10月21日付け環管第1085号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

1 総量削減計画の策定について

総量削減計画の策定については、「化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」のとおりとすることが適当である。

なお，本計画の効果的な推進により，「とくしまのSATOUMI（里海）」の創生に努められたい。

2 総量規制基準の設定について

総量規制基準の設定については、「化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」のとおりとすることが適当である。

なお，事業者等に対して，総量規制基準の遵守がなされるよう指導されたい。